

付 議 第 5 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和8年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

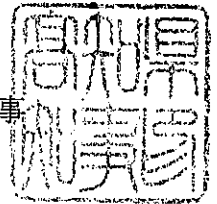
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



8 高財政第 120 号
令和 8 年 5 月 28 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 4 令和 8 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「2,160円」を「2,880円」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第13条第2項の表21の項
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第16条第2項の表6の項
- (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第13条第2項の表14の項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）、この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）及びこの条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例及び改正後の警察職員の条例の規定は、令和8年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（特殊勤務手当の内払）

- 3 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例、この条例による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又はこの条例による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事する職員等に対して支給する特殊勤務手当の上限額を改定しようとするものである。

新

旧

対

照

表

新

旧

職員の給与に関する条例（抜粋）

職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1 ～ 20	略	略	
21	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当	1 日 当 た り <u>2,880 円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
22 ～ 27	略	略	
備考 略			

種	類	金	額
1 ～ 20	略	略	
21	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当	1 日 当 た り <u>2,160 円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
22 ～ 27	略	略	
備考 略			

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新

旧

対

照

表

新

旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1 ～ 5	略	略	
6	異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）	1 日 当 た り <u>2,880円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
備考 略			

種	類	金	額
1 ～ 5	略	略	
6	異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）	1 日 当 た り <u>2,160円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
備考 略			

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新

旧

対

照

表

新

旧

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1～13	略	略	
14	重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり2,880円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
15～20	略	略	
備考 略			

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1～13	略	略	
14	重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
15～20	略	略	
備考 略			

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

R 8 年 6 月議会
行政管理課、教職員・福利課、警務課

参考資料 3

1 条例改正の目的

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、**重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事する職員等に対して支給する特殊勤務手当（災害応急作業等手当等）の上限額を改定**しようとするもの

2 対象条例

職員の給与に関する条例
公立学校職員の給与に関する条例
警察職員の給与に関する条例

3 改正内容

人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正により、**災害応急作業等手当の手当額を一律引上げ**（R8.4.8施行、R8.4.1遡及適用）

- 【1】 職員の給与に関する条例に定める**災害応急作業等手当**（第13条第2項の表21）
- 【2】 公立学校職員の給与に関する条例に定める**災害時学校教育活動支援業務手当**（第16条第2項の表6）
- 【3】 警察職員の給与に関する条例に定める**災害警備等作業手当**（第13条第2項の表14）

各条例で定める手当の**1日当たりの上限額**について、**国家公務員の改正後の金額に準じて、次の表のとおり引き上げる。**

各条例で定める手当の種類	改正前(現行)	改正後
【1】 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり 2,160円 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	1日当たり 2,880円 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
【2】 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当		
【3】 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における 災害警備、遭難救助等の作業 に従事する職員の特殊勤務手当		

＜参考＞ 職員の給与の支給等に関する規則（【1】の条例が適用される職員の場合）※条例改正後に関連規則の改正を予定

支給対象	業務の区分、改正予定の金額 ※【 】内は現行の金額		
指定所属の職員	暴風雨等の警報発令後に行う作業で特に危険を伴うおそれがあるもの等	・巡回監視業務等：950円【710円】 ・水防作業等：1,440円【1,080円】	
職員	異常な自然現象（※1）により重大な災害が発生した現場等における作業等	巡回監視業務	950円【710円】 ①1,425円【1,065円】 ②1,900円【1,420円】
		応急作業等	1,440円【1,080円】 ①2,160円【1,620円】 ② 2,880円【2,160円】
	人事委員会が別に定めるもの		大規模な災害として人事委員会が別に定める災害（※2） 1,440円【1,080円】 ①2,160円【1,620円】 ② 2,880円【2,160円】

- ①夜間に従事した場合：50/100加算
- ②著しく危険な区域で従事した場合：100/100加算

✓ **現行の手当額は国準拠**
✓ 国同様に手当額の引上げを行う場合、条例上の上限額の引上げが必要

4 施行期日等

公布の日（令和8年4月1日遡及適用）

8※1：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等に類する自然現象
※2：災害対策基本法に基づく災害対策本部等が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害等